

## 長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画について

### 1．新型インフルエンザ等対策の概要

県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。平成 25 年 4 月 13 日施行）や既存法令（感染症法、予防接種法）に基づき必要な措置を講じ、県民の生命・健康を保護し、県民生活及び県民経済への影響を最小限とするための対策を推進する。

### 2．県行動計画等の位置づけ

特措法第 7 条第 1 項に基づき、県行動計画を作成し、国、県、市町、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進する。

また、市町が市町行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定める。

### 3．県行動計画の概要

新型インフルエンザ等対策は、感染拡大を可能な限り抑制し、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、「県民の生命及び健康を保護すること」、「県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的に、発生段階に応じて特措法で盛り込まれた各種対策等を定める。

#### (1) 対象とする感染症

新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

#### (2) 行動計画の主要 6 項目

##### 1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、知事を本部長とする「長崎県新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

##### 2) サーベイランス・情報収集

サーベイランス等により新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集し、各種対策を実施するための判断に繋げる。

また、新感染症が発生した場合は、国と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、県内のサーベイランス体制を構築する。

##### 3) 情報提供・共有

県民はじめ事業者等に対し、各種対策を理解していただくことが不可欠であり、日頃から感染予防策等の情報について、できる限り分かりやすい形で情報の提供・共有を迅速に行う。

##### 4) 予防・まん延防止

流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保しつつ、ピーク時の受診患者数等を減少させ入院患者数を最小限にとどめ、

医療体制が対応可能な範囲内に収める。

(ア) 主なまん延対策

発生の初期段階から新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人込みを避けること等の標準的な感染対策を実践するよう促す。

(イ) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努める。

特定接種（プレパンデミックワクチン）

国が実施主体となり新型インフルエンザ等対策の実施に従事する者に対し臨時予防接種を行う。

住民接種（パンデミックワクチン）

市町が実施主体となり住民に対し、国が定める接種順位等により予防接種を実施する。

医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

(ウ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、特措法第32条に基づき、「緊急事態宣言」がなされ、本県が緊急事態措置の実施区域に指定された際、感染拡大をできるだけ抑制し社会混乱を回避するための措置を実施する。

県民に対し、期間と区域を定めて生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛を要請する。

学校、保育所、介護老人施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限の要請等を行う。

5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害を最小限にとどめるための医療提供体制を構築する

(ア) 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センター

発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外発生期から県内感染期の前の段階まで「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行うとともに「帰国者・相談センター」を設置し、相談に応じる。

(イ) 発生時における医療体制

発生の早期には、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院措置を行う。

(ウ) 一般の医療機関への切り替え

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、「帰国者・接触者外来」を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示等

県は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等、特措法の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行う。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

新型インフルエンザ等の患者発生状況を踏まえ、各地域での抗インフルエンザウイルス薬の使用状況を把握し、流通用抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定以下になった時点で、備蓄用抗インフルエンザウイルス薬を放出する。

(カ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

医療機関が不足した場合、医療機関における定員超過入院等のほか、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供のため、臨時の医療施設を設置し医療を提供する。

6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

国、県、市町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき、県民生活及び県民経済への影響を最小限にするため、事前に十分な準備を行う。

(ア) 緊急事態宣言がされている場合に必要に応じての対策

指定地方機関等は、事業を継続するため必要な対策を行う。

ワクチン、抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送を要請する。

医薬品、食料品等の緊急物資の売渡の要請、収用、保管命令を行う。

公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急時に埋葬又は火葬等の特例を実施する。

生活関連物資等の価格の高騰及び買占め、売り惜しみが生じないよう、調査、監視をするなど、生活関連物資等の適切な供給を図るための措置を行う。

## 4. 県行動計画の構成

### 第1章 総論（はじめに）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 取組の経緯
- 3 長崎県行動計画の作成

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 行動計画の主要な6項目
- 7 発生段階
- 8 県の体制
- 9 情報の収集・提供等

### 第3章 各発生段階における対応

6つの発生段階ごとに、行動計画の主要6項目を規定

- ・未発生期
  - ・海外発生期
  - ・県内未発生期（国内発生早期）
  - ・県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）
  - ・県内感染期（国内感染期）
  - ・小康期
- （ ）は国内の発生段階

# 長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づき、県行動計画を作成し、国、県、市町、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進する。

## 対策の目的及び基本的な戦略

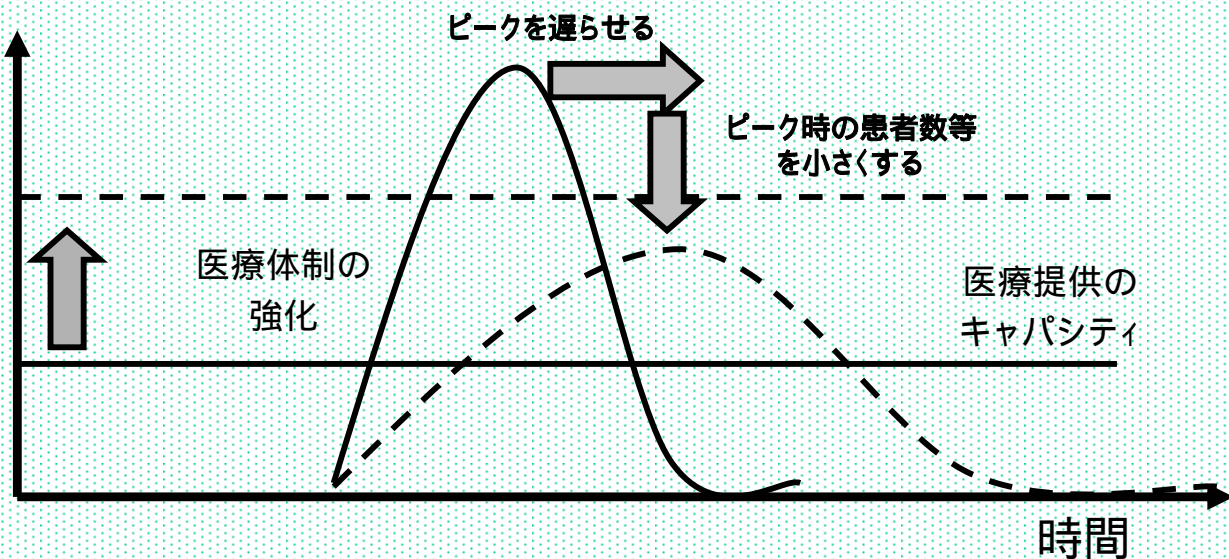
- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。  
社会状況に応じて臨機応変に対応する。  
医療機関等の現場が動きやすくなるよう配慮

## 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保

患者数等

## 対策の効果 概念図



- 対策なし
- - - - 対策あり

参考：流行規模・被害想定（長崎県）

- 発病率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数16万人～30万人
- 死亡者数2千人～8千人
- 従業員の欠勤最大40%程度  
（ピーク時の約2週間）

米国疾病予防管理センター推計モデルにより推計

# 新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について

国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び県、市町に対策本部を設置

国及び県は、海外において新型インフルエンザ等が発生時した場合に設置

【県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。

政府対策本部設置後は、**海外発生期で47都道府県設置**】

市町は緊急事態宣言以降に設置

【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。

宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

## 政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

基本的対処方針の策定、公表  
新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長  
（内閣総理大臣）

政府対策副本部長  
（国務大臣）

政府対策本部員  
（本部長・副本部長以外の全国務大臣）

## 県対策本部

県、市町、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等  
国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

県対策本部長  
（県知事）

県対策副本部長  
（副知事）

県対策本部員  
（本部長、副本部長以外の各部長、教育長、警察本部長、知事に任命された県職員）

## 市町対策本部

市町が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

市町内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町対策本部長  
（市町長）

市町対策副本部長  
（本部員から市町長が指名）

市町対策本部員  
（副市町長、教育長、消防長又は消防吏員、市町長に任命された市町職員）

# 長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画構成

## 第1章 総論

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 取組の経緯
- 3 長崎県行動計画の作成

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 行動計画の主要な6項目
- 7 発生段階
- 8 県の体制
- 9 情報の収集・提供等

## 第3章 各発生段階における対応

6つの発生段階ごとに、行動計画の主要6項目を規定し、対策の実施や縮小・中止時期の判断方法は、必要に応じて、各種ガイドライン等に定める。

<各段階>

未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内早期発生期、県内感染期、小康期

# 長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画の主要6項目

国 県	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
考 策 方 の 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えて体制整備</li> <li>発生に備えた情報収集と提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生をできる限り遅らせる</li> <li>国内発生に備えての体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内発生をできる限り遅らせる</li> <li>県内発生に備えての体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行のピークを遅らせるための感染対策の実施</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の積極的な感染対策から被害軽減に変更</li> <li>必要なライフライン等の事業活動を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えた第一波の評価</li> <li>医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>
実 施 体 制	<p><b>国、県、市町、指定(地方)公共機関等を挙げての体制強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県行動計画、ガイドラインの策定</li> <li>必要に応じて推進会議等の開催</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県対策本部の設置、運営(国の基本的対処方針に基づき、県の海外発生期対策を決定)</li> <li>県地方対策本部の設置</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県対策本部の運営(国の基本的対処方針に基づき、県の県内未発生期対策を決定)</li> <li>県地方対策本部の運営</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県対策本部の運営(国の基本的対処方針に基づき、県の県内発生早期対策を決定)</li> <li>県地方対策本部の運営</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県対策本部の運営(国の基本的対処方針に基づき、県の県内感染期対策を決定)</li> <li>県地方対策本部の運営</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県対策本部の運営(国の基本的対処方針の変更に伴い、県の対策の見直し、縮小)</li> <li>県対策本部の廃止</li> <li>県地方対策本部の廃止</li> </ul> <p>等</p>
サ ー ベ イ ラ ン ス 情 報 収 集	<p><b>発生段階に応じたサーベイランスの実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国との連携による情報収集</li> <li>通常の季節性インフルエンザのサーベイランス</li> <li>学校等でのインフルエンザの集団発生の把握</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等患者の全数把握</li> <li>学校等でのインフルエンザの集団発生の把握強化</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等患者の全数把握強化</li> <li>学校等でのインフルエンザの集団発生の把握継続</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等患者の全数把握継続</li> <li>学校等でのインフルエンザの集団発生の把握継続</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止(集団発生の把握)</li> <li>入院患者、死亡者の発生動向調査、重症化の状況を把握</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き学校等における集団発生状況の把握</li> </ul> <p>等</p>

印は、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置



# 長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画の主要6項目

国 県	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
情報提供 共有	<p><b>一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターの体制整備</li> <li>・帰国者・接触者相談センターの体制整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターの設置</li> <li>・帰国者・接触者相談センターの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターの充実、強化</li> <li>・帰国者・接触者相談センターの充実、強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターの継続</li> <li>・帰国者・接触者相談センターの廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供のあり方の見直し</li> <li>・コールセンターの廃止</li> </ul>
予防まん 延防止	<p><b>法制化された予防接種体制等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人における対策の普及</li> <li>・特定接種の体制整備(国、県、市町)</li> <li>・住民接種の体制整備(市町)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等に対する咳エチケット等を周知徹底</li> <li>・水際対策の開始(検疫所と連携)</li> <li>・特定接種の準備・開始(国、県、市町)</li> <li>・住民接種の準備(市町)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等に対する咳エチケット等の勧奨</li> <li>・水際対策の継続</li> <li>・特定接種の継続(国、県、市町)</li> <li>・住民接種の開始(市町)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等に対する咳エチケット等を強く勧奨</li> <li>・同左</li> <li>・同左</li> <li>・住民接種の継続等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2波に備えた住民に対する予防接種の継続</li> </ul>
医療	<p><b>発生段階に応じた医療提供体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者外来の整備</li> <li>・地域医療体制の整備</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> <li>・検査体制の整備(県等)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者外来の設置</li> <li>・県内発生に備えた医療体制の整備</li> <li>・検査体制の確立(県等)等</li> </ul>	<p><b>不要不急の外出の自粛要請、学校等の施設の使用制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者外来設置の運営調整</li> <li>・診断・治療に資する情報等について、医療機関へ提供</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導</li> <li>・検査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国者・接触者外来における医療提供</li> <li>・状況に応じた一般医療機関における診療体制の整備</li> <li>・同左</li> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般医療機関における診療の開始</li> <li>・備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用の検討</li> <li><b>臨時の医療施設の設置</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、補充</li> </ul>
県民生活及び 県民経済の 安定の確保	<p><b>関係機関等との連携による県民生活及び県民経済の安定確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地方公共機関等の指定及び業務継続</li> <li>・火葬能力等の把握(県、市町)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地方公共機関等の事業継続に向けた準備要請</li> <li>・職場における感染対策の準備(県、市町)</li> <li>・臨時的遺体安置施設の確保準備(県、市町)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者買占め・売惜しみが生じないように要請</li> <li><b>指定(地方)公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li><b>物資の売渡しの要請</b></li> <li><b>新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資の運送、生活関連物資等の価格の安定</li> </ul>

印は、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置